

消防予第 482 号
平成 26 年 12 月 12 日

各都道府県知事 殿
各指定都市市長 殿

消防庁次長

「第 61 回文化財防火デー」の実施について（通知）

消防庁と文化庁においては、昭和 24 年 1 月 26 日に法隆寺金堂壁画が焼損したことから、1 月 26 日を「文化財防火デー」と定め、毎年この日を中心として文化財を火災、震災その他の災害から守ることを目的とした「文化財防火運動」を全国的に展開し、国民の文化財愛護に関する意識の高揚を図っているところです。

つきましては、別添 1 のとおり「第 61 回文化財防火デー実施要項」を文化庁と共同で決めましたので、貴職におかれましても文化財の防火・防災意識の向上のため、特段の御配慮をお願いするとともに、貴都道府県内の市町村に対しても周知いただきますようお願いいたします。

なお、別添 2 のとおり、文化庁より各都道府県教育委員会に対して通知が発出されている旨を申し添えます。

<連絡先>

消防庁予防課予防係

担当: 福井・増沢・大槻

電話: 03-5253-7523

メール: h.ohtsuki@soumu.go.jp

第 6 1 回 文化財防火デー実施要項

第 1 趣 旨

1月26日は、法隆寺金堂壁画が焼損した日（昭和24年）に当たるので、この日を「文化財防火デー」と定め、この日を中心として文化財を火災、震災その他の災害から守るため、全国的に文化財防火運動を展開し、国民一般の文化財愛護に関する意識の高揚を図るものである。

第 2 主 唱

文化庁・消防庁

第 3 名 称

第 6 1 回 文化財防火デー

第 4 期 日

平成 2 7 年 1 月 2 6 日（月）

第 5 実 施 方 針

- 1 国民一般の文化財保護に対する関心を高めるために、教育委員会及び消防機関（以下「関係機関等」という。）は、この日を中心に積極的に防火訓練その他の防災訓練等の行事を実施するとともに、広報活動を行い、「文化財防火デー」の趣旨の徹底を図るものとする。
- 2 文化財所有者、管理者その他の関係者（以下「文化財所有者等」という。）は、平素の文化財の防災体制の整備や防災対策の強化に加え、「文化財防火デー」においては、文化財は国民共有の貴重な財産であるということを再認識し、必要な措置を講ずるよう努力するものとする。
- 3 文化財を災害から守るためには、関係機関等及び文化財所有者等だけでなく、文化財周辺の地域住民との連携・協力が必要であることから、「文化財防火デー」においては、そのような地域の連携体制の構築・強化のため、地域住民に対する防火・防災意識の高揚に努めるものとする。

第 6 実 施 事 項

- 1 国（文化庁・消防庁）において、全国的に文化財防火運動を展開し、国民一般の文化財愛護に関する意識の高揚を図るために、次の事項を実施するものとする。
 - （1）政府刊行物による広報
 - （2）報道機関への広報
- 2 地方公共団体の関係機関等において、文化財所有者等及び地域住民の協力により、文化財防火・防災に関する意識の高揚が図られるよう、次の事項の実施に努めるものとする。

(1) 防災訓練等の実施

- ア 防災訓練（特に消防機関への通報訓練）の実施
- イ 文化財建造物等への立入検査及び防火・防災指導
- ウ 消防用設備等の定期点検の励行の指導
- エ 伝統的建造物群保存地区及び文化財周辺の地域住民に対する防災指導及び防災協力体制の整備に係る指導

(2) 広報活動

- ア 文化財の防火・防災に関する各種広報活動の実施（テレビ、ラジオ、有線放送等の活用及び広報資料の刊行）
- イ 防災訓練及び防災施設の見学会の実施

(3) その他

- ア 文化財所有者等を対象とした文化財の防火・防災に関する講習会、研究会等の実施（消火の知識、技術の習得等）
- イ 学校、博物館等における文化財防火・防災に関する意識の高揚のための行事の実施（文化財講座、文化財写真展等）
- ウ 文化財建造物等の火災の原因に放火が多いことを踏まえた、文化財所有者等に対する放火火災防止対策の必要性の周知及び放火されにくい環境整備に関する指導（関係機関等との連携による重点警戒の実施、放火監視機器等の設置指導等）

3 文化財所有者等において、関係機関等と緊密な連携により、文化財防火に関する意識の高揚を図るために、次の事項の実施に努めるものとする。

(1) 防災訓練等の実施

- ア 通報、消火、重要物品の搬出及び避難誘導等の総合的な訓練の実施

消防機関に対する通報や、消火器及び消火栓等を活用した初期消火等について十分な訓練を行うこと。また、指定文化財（美術工芸品・民俗文化財等）の搬出訓練を実施する際には、これに擬した代替物品を用いて行うこと。やむを得ず実物を使用する場合は、当該指定物品の性質・構造を熟知の上、慎重に行うこと。

なお、観覧者の多い社寺等については、観覧者の避難誘導のための訓練も併せて行うこと。

- イ 防災訓練後の点検等

消火訓練後の貯水槽等への水の補給や消火器への消火薬剤の補充等を確実に実施するとともに、改善すべき事項等について検討し、適切な措置をとるよう努めること。

(2) 防災対策の推進

- ア 消防計画の作成等

消防計画は、文化財の規模、立地条件、人員構成等の実態に応じ作成すること。

また、既に消防計画が作成されている場合には、計画の再確認を行うこと。

イ 自衛消防組織の設置

防災体制の整備については、特に自衛消防組織の設置及び充実強化が図られるよう努めること。

自衛消防組織は、原則として文化財を所有・管理する社寺等の職員により構成されるものであるが、職員がいない場合や夜間に十分な人員がいなくなる場合等には、職員の招集体制の構築や近隣住民との連携体制を強化する等の対策を講じること。

ウ 火災、震災発生時に危険が予想される箇所の発見と改善

エ 巡視の励行

オ 通報、連絡体制の確立

カ 文化財管理目録の作成と点検

火災発生時の搬出及び盗難への対応のため、文化財の管理目録（台帳）を作成し、点検及び訓練実施時等に活用すること。

キ 消防用設備等及び防災設備の点検・整備

消火器、自動火災報知設備、火災通報装置その他の消防用設備等及び防災設備について、定期的点検及び整備の励行に努めるとともに、取扱いの習熟に努めること。また、消防用設備等の点検結果は、点検票及び維持台帳に記録するとともに、消防機関に報告する等維持管理に努めること。

ク 消防用設備等の代替措置

震災時に消火栓や火災通報装置が使用できない場合を想定し、これらの代替措置を講じておくこと。

ケ 震災等に対処するための木造建造物等の点検及び応急資材の準備

コ 火気設備の適正利用

火気設備、器具等の適正な利用及び維持管理を徹底するとともに、老朽化した器具や配線にあっては交換、整備に努めること。

サ 可燃物及び危険物保管場所の整理・整頓の励行

シ 避難経路及び避難場所の点検及び整備

ス 市町村火災予防条例によるたき火及び喫煙に係る禁止区域の明確化並びにその励行

セ 周辺環境の整理・整頓

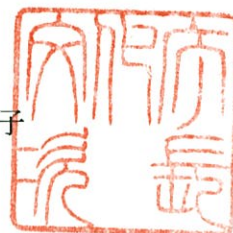
文化財の周辺には、木材等の可燃物を置かないようにするとともに、常に整理・整頓に努めること。

ソ 消防機関による防火診断の積極的な受け入れ

26庁財第 395 号
平成26年12月12日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文化庁次長
有松 育子



(印影印刷)

「第61回文化財防火デー」の実施について（通知）

来る平成27年1月26日（月）は「第61回文化財防火デー」です。

「文化財防火デー」の趣旨は、文化財を火災、震災その他の災害から守るため、この日を中心として全国的に文化財防火運動を展開し、国民一般の文化財愛護に関する意識の高揚を図ることにあります。

については、別添1のとおり文化庁と消防庁において実施要項を定めましたので、貴都道府県におかれましても防火訓練その他の防災訓練等必要な諸行事の実施に努め、「文化財防火デー」の趣旨が十分生かされるようお願いいたします。

また、貴都道府県域内の市区町村教育委員会、文化財の所有者・管理者及び文化財を保管、展示する博物館その他の関係者に対して、別添1の実施要項を配布するとともに、防災訓練の実施や消防用設備の点検の実施などの防災対策の推進について周知を行い、その趣旨の徹底が図られるようお願いいたします。

なお、消防庁より各都道府県知事宛てに別添2のとおり通知がなされていることを申し添えます。

担当 文化庁文化財部伝統文化課普及指導係
電話 03（5253）4111内線2872